

大阪市下水道施設維持管理審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 28 年大阪市条例第 35 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、大阪市下水道施設維持管理審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 8 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第 5 条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第 6 条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の会務を総理し、部会における調査審議の状況及び結果を審査会に報告する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる

(部会の運営)

第9条 前2条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、第7条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

2 審議会は、前項において読み替えて準用する第7条第3項の規定により部会の議事が決されたときは、当該議決をもって審議会の決議とすることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、建設局において処理する。

(施行の細目)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。